

告 示

埼玉県告示第五百十三号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百十八及び百三十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十六街区四画地（八潮市大字大原六百二十五番外）及び四十六街区七画地（八潮市大字大原六百二十四番外）

(2) 地積

三百六十一・五〇平方メートル

(3) 予定価格

四千六百九十九万五千円

ロ 保留地番号百四十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五街区一画地（八潮市大字塙四百七番外）

(2) 地積

三百三十八・九七平方メートル

(3) 予定価格

四千三百三十八万八千百六十円

ハ 保留地番号百四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百七街区五画地（八潮市大字塙三百八十六番一外）

(2) 地積

百十八・六〇平方メートル

(3) 予定価格

二千百五十八万五千二百円

ニ 保留地番号百四十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十五街区一画地（八潮市大字埼
百四十番二外）

(2) 地積

千二百四十・一〇平方メートル

(3) 予定価格

一億五千八百七十三万二千八百円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

二 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続
開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過して
いない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正當な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を

契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ヘ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）
の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で
定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第
七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成
二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認め
られる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十九年五月二十日（土）から同年五月二十八日
(日)まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十九年五月二十二日（月）から同年五月三十一日
(水)まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時ま

で

口 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十九年六月十日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇一八四一一四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八一九九八一四五四五）に問い合わせること。